

「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」 推進プログラム

京都市では令和3年7月に「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」を策定し、文化財保護法等に基づく文化財に限らず、広く文化遺産の維持継承に取り組んでいます。

一方でコロナ禍や異常気象、混雑等の観光課題の発生など計画策定後の社会情勢の変化により、劣化の加速や後継者不足といった課題が顕著となっています。

またこのたび京都市では、市政の基本方針であり市政運営の理念でもある「京都基本構想」を策定するとともに、今後取り組む政策や市政の方針を定めた「新京都戦略」の改定を行いました。

こうしたなか「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」が計画期間（令和3年度～12年度）の折り返しを迎えたことから、計画の進捗状況や前半期を終えての課題等について中間評価を行い、計画期間の後半に推進する事業の柱となる3項目を取りまとめたプログラムを策定しました。

本プログラムに基づき、京都基本構想及び改訂新京都戦略に掲げる京都の本質的な価値・魅力を未来に受け継ぎ、市民の貴重な財産である文化財を将来に向けて確実に維持継承していくための取組をより一層推進してまいります。市民の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

令和8年6月



舞踊図屏風



名勝無鄰菴



豊楽殿跡出土緑釉瓦

今後25年間の市政運営の理念を掲げた「**京都基本構想**」策定（令和7年12月）
未来に受け継いでいべき京都の本質的な価値・魅力（まち柄）として「歴史と文化の積み重ね」「自然との共生」「人とのつながり」を掲げる。

構想が描くまちの実現に向け、分野横断のアクションプラン「**新京都戦略**」改定（令和8年3月）

文化財行政における分野別計画
「**未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～**」

重点推進項目

- (1) 文化財保護の基盤づくり
- (2) 文化遺産の維持継承へ向けた機運醸成
- (3) 文化財の担い手・支え手の裾野拡大



現行プラン（計画）の実施状況

計画に掲げた142項目のうち138項目（97.2%）が実施中又は実施済となっているものの、コロナ禍や異常気象、混雑等の観光課題の発生など計画策定後の社会情勢の変化により、劣化の加速や後継者不足といった**文化財の維持継承（守る機能）に係る課題が顕著に**



久多の花笠踊

【計画期間前半（令和3年度～7年度）を終えての課題】

- 「(1) 見つける」における課題
 - ・京都市内には未指定文化財が数多く存在
 - ・研究機関との更なる連携の余地
- 「(2) 知る」における課題
 - ・展示施設の老朽化等で展示機能が不足
 - ・文化財のアーカイブ化、リファレンス機能が不十分であり価値発信が不足
- 「(3) 守る」における課題
 - ・文化財について適切な修理サイクルを構築する必要
 - ・文化財を散逸・き損の危険から守るため収集・保管機能の充実を図る必要
- 「(4) 活かす」における課題
 - ・活用の前提となる適切な修理サイクルの構築と文化財のアーカイブ化、リファレンス機能の充実を進める必要



十禅寺再興縁起

本プログラムの方向性

本プログラムにおいては「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」に掲げる基本理念と4つの基本方針を引き継ぎます。

【基本理念】

「京都のまちと暮らしを楽しむことにより、京都文化遺産を千年の未来に伝える」

【基本方針】



浄住寺庭園

【重点推進項目の設定】

計画期間前半を終えての課題解決に取り組むに当たり、「京都基本構想」及び「新京都戦略」も踏まえて3つの重点推進項目を設定します。

プラン（計画）後半期における重点推進項目

（1）文化財保護の基盤づくり

金銅亀甲文透六角釣灯籠



○文化財修理サイクルの確立に向けた修理助成制度の再構築

- ・国民・市民のかけがえのない公共財産である文化財を将来にわたって確実に保存継承していくため、建造物や美術工芸品をはじめとする文化財修理助成制度を再構築し、近年の異常気象や激甚化・頻発化する災害等による劣化の加速や物価高騰に伴う所有者負担の増大など文化財の保存継承を取り巻く厳しい状況に対応できるよう、国（文化庁）との連携の下、適切な修理サイクルの確立を目指す。

○収集・保管機能の整備

- ・増加を続ける埋蔵文化財の取蔵スペースを確保するとともに、近年の異常気象や激甚化・頻発化する災害等による文化財の劣化やき損の進行、散逸、消失の防止、所有者の負担軽減という観点も踏まえて、収集・保管機能の整備に向けた検討を進める。
- ・検討を進めるに当たっては、京都ならではの歴史博物館機能に係る基礎調査結果も念頭に、文化財の担い手・支え手の裾野拡大にも資するものとなるよう、収集・保管機能のみならず、文化財関係者によるネットワーク構築、調査研究や価値発信のハブ機能の整備といった観点も踏まえる。



駒井家住宅

（2）文化遺産の維持継承へ向けた機運醸成

○価値発信の充実

- ・文化財の保存と活用的好循環を進めていくためには、文化財の価値や魅力を分かりやすく発信していくことにより①担い手・支え手の裾野拡大、②維持継承、③活用促進につなげていくことが必要である。
- ・そのため、市民等に十分に知られていない市指定・登録文化財についてホームページ等での情報発信を充実することで、広くその価値に触れ知っていただくとともに、文化財を守り支える者の裾野を拡大していく。

○機運醸成に向けた取組

- ・文化財保護法等に基づく文化財に限らず、京都の人々の生活、歴史と文化の理解に欠くことのできない全ての文化遺産を劣化・き損や散逸・消失、自然災害等から守り、活かし、未来へつないでいくことが重要である。
- ・とりわけ古文書等は、歴史と文化を紐解くための鍵となる情報を文字によって直接今に伝える重要なものであることから、これが失われることがないよう、京都市歴史資料館において調査や関連講座の実施など、各種事業の充実を図るとともに、効果的に発信することで、まち全体で古文書をはじめとする文化遺産を守る機運を盛り上げていく。



立入家文書

（3）文化財の担い手・支え手の裾野拡大

○ネットワークの構築に向けた検討

- ・市内に数多くある文化財の担い手・支え手の裾野拡大に向けて、文化財所有者やまちづくり団体、大学・研究機関・博物館・美術館や企業など様々な主体により行われている文化財の保全に係る取組を結びつけるネットワークの構築を目指す。
- ・この構築に当たり必要となるハブ機能の整備等については、関係者が集う「場」となり、幅広い世代が京都の多彩な価値・魅力に触れ、共に学び、交流する「学び合いのコミュニティ」となるよう検討を進める。

○国と連動した修理人材への支援

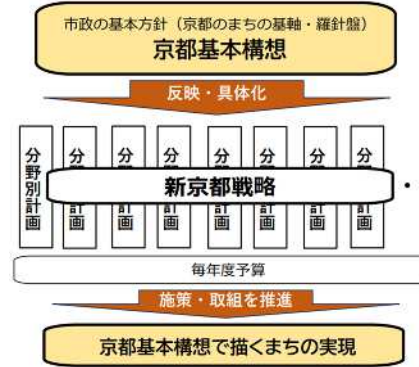
- ・「文化財の匠プロジェクト」の継続的な実施と国立文化財修理センターの京都市への早期設置に向けて、引き続き国と連携し、修理技術の継承と人材育成への支援を図る。

京都基本構想について

（令和7年12月策定）

京都基本構想は、2050年の未来を見据え、「こういうまちであり続けたい」という、京都の理想を描いたものです。

京都が長い歴史の中で大切に育み、伝え遺してきた「歴史と文化」、「自然との共生」、「人のつながり」という3つの価値を京都に関わるすべての人々と改めて共有し、後世に伝えていくとともに、人々の生き方、まちのあり方を考えていくうえでの拠り所の一つとして、都市の理想となる基本構想を策定しました。



○京都基本構想に掲げる「価値」とめざすまちのあり方

- ・歴史と文化を介して人間性を回復できるまち
- ・自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち
- ・自他の生をともに肯定し尊重し合えるまち

○改定した新京都戦略について（令和7年3月策定、令和8年3月改定）

京都基本構想の理念を反映・具体化するため京都市における令和9年度までの取組をまとめたアクションプラン。文化財分野における「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」を含む、各分野別計画を横断し、構想が描くまちの実現を目指します。令和8年3月の改定に当たり、京都文化遺産の維持継承の取組が盛り込まれました。



文化財保存活用地域計画について

地域社会総がかりで文化財を継承していくことを目的に改正された文化財保護法（平成31年4月施行）により、市町村が文化財の保存活用に関する基本的なアクションプランとして「文化財保存活用地域計画」を作成することが求められました。

このことを受け、京都市においても文化財の保存と活用の一層の好循環を目指した方針や具体的施策を取りまとめ、令和3年7月に「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」を作成しました（計画期間：令和3年度～12年度）。本プログラムは計画期間の折り返しに当たり、計画後半期に推進する事業の柱となる3項目を取りまとめたものです。

令和8年（2026年）6月 発行
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL：075-222-3130
京都市印刷物 第080992号

京都市文化財保存活用地域計画はこちら
から御覧ください。

